

○東京藝術大学音楽学部国際交流委員会要項

〔平成19年12月13日〕
制 定

改正 平成23年10月13日 平成25年10月24日
平成27年5月14日 平成28年6月9日
令和元年7月18日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条の規定に基づき、音楽学部教授会に国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(定義)

第3条 この要項において、「学科等」とは、学部の各学科及び学科に含まれる各専攻、大学院音楽研究科の各専攻、音楽研究センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センターをいう。

(審議事項)

第4条 委員会は音楽学部が推進する国際交流に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針等の策定に関すること。
- (2) 芸術国際交流協定等に関すること。
- (3) 本学芸術国際交流基金等による、学科等及び教員が実施する事業の支援に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第5条 委員会の委員は、教授会構成員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) グローバルサポートセンター国際戦略委員会委員
- (4) その他学部長が指名する者

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員会の委員の中から学部長の指名により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、音楽学部庶務係において処理する。

附 則

この要項は、平成19年12月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行する。